

平成 25 年度第 1 回三重県自然環境保全審議会 自然公園部会 （議事録）

平成 26 年 2 月 18 日（火）  
三重県庁 6 階ミーティングルーム

- 日 時 平成 26 年 2 月 18 日（火）13：30～17：00
- 場 所 三重県津市広明町 三重県庁 6 階ミーティングルーム
- 出席委員 部会長：富田寿代  
委 員：木佐貫博光、木村京子、濱中良平、春山成子  
7 名中 5 名出席
- 議 題 ・部会長の選任、部会長代理の指名  
・鈴鹿国定公園事業の決定  
・香肌峡県立自然公園  
公園指定書案、公園計画書案、公園区域及び公園計画の変更案  
富永生態系維持回復事業計画案について  
・香肌峡県立自然公園富永生態系維持回復事業の決定  
・香肌峡県立自然公園事業の決定  
・その他 鈴鹿国定公園鈴鹿生態系維持回復事業計画について

（事務局）開会宣言

「平成 25 年度第 1 回三重県自然環境保全審議会 自然公園部会」を開催します。

（みどり共生推進課長）（挨拶）

（事務局）審議会の成立

審議会の開催は、三重県自然環境保全条例第 41 条第 2 項及び同施行規則第 39 条第 7 項の規定により、「審議会部会は、部会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。本日は、委員 7 名中、5 名のご出席を頂いておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

資料確認

- ・事項書
- ・名簿（審議会委員名簿、部会名簿）
- ・配席図
- ・諮問書
- ・付議書

- ・関係規則
- ・資料 1 鈴鹿国定公園事業の決定
- ・資料 2 自然公園について概要説明（パワーポイント資料）
- ・資料 3 香肌峡県立自然公園 公園指定書案（様式1）
- ・資料 4 香肌峡県立自然公園 公園計画書案（様式2）  
附属資料 特別地域予定地の航空写真
- ・資料 5 香肌峡県立自然公園 公園区域及び公園計画変更書案（様式3）  
附属資料 区域拡張部分航空写真
- ・資料 6 香肌峡県立自然公園 富永生態系維持回復事業計画書案（様式2-2）
- ・資料 7 香肌峡県立自然公園 富永生態系維持回復事業計画の概要
- ・資料 8 香肌峡県立自然公園 富永生態系維持回復事業計画策定調査報告書
- ・資料 9 香肌峡県立自然公園事業の決定
- ・資料 10 公園計画図（簡易版）
- ・資料 11 三重県自然公園条例及び同施行規則（2段表）
- ・資料 12 鈴鹿国定公園 鈴鹿生態系維持回復事業計画案  
参考資料 事業計画の概要（パワーポイント説明資料）

#### 【議題1】

（事務局）

それでは、議事に入らせていただきます。

この部会は、24年度の新メンバー以降初めての部会です。三重県自然環境保全条例施行規則第39条第3項の規定によると、「部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選により、部会長を選出すること。」と定められています。

どなたか委員様からご推薦いただけますか。

（木村委員）

事務局案があればお願いします。

（事務局）

ただいま事務局案というご意見をいただきましたが、他にご意見はございますか。

それでは、事務局案としましては、部会長は富田委員にお任せするという案ですが、いかがでしょうか。

（木村委員）

異議なし。

（事務局）

それでは富田委員、よろしいでしょうか。

( 富田委員 )

了解。

( 事務局 )

次に、三重県自然環境保全条例施行規則第 39 条第 5 項の規定によると、「部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指名したものがその職務を代理する。」と規定されておりますので、部会長を代理する方について、富田部会長からご指名いただけますか。

( 部会長 )

それでは、木村委員に。

( 木村委員 )

了解。

( 事務局 )

ありがとうございました。

それでは、部会長に富田委員、部会長代理に木村委員をお願いいたします。

それでは議事にはいらさせていただきますが、議事の進行につきましては、三重県自然環境保全条例第 41 条第 1 項及び施行規則第 39 条 7 項の規定により、部会長が議長として議事を進めていただきます。

富田委員は議長席に移動していただき議事の進行をお願いします。

なお、本日の傍聴者はありません。

( 部会長 )

富田です。よろしくをお願いいたします。

不慣れですのでいろいろ不手際もあると思いますが、よろしくご協力をお願いいたします。

## 【議題 2】

( 部会長 )

鈴鹿国定公園事業の決定について審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

( 事務局から議題 2 について説明 )

( 部会長 )

ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見などは。

( 春山委員 )

建て替えそのものにはなんら異議はないのですが、どのようなものを作る予定ですか。

すでに設計図面があるのであれば教えていただけますか。

それから、写真を見ると 5 番 6 番のところの斜面がガリー（浸食）で荒れているという

ような感じですね。こういったものを保全するというようなことも国定公園の場合には必要なのかなというふうに思います。それは三重県ではどのように考えるのかについて。2点お願いします。

(事務局)

まずトイレに関しては、山頂のトイレということであるべく手間のかからない構造の浄化槽を持ったトイレということで聞いています。

(春山委員)

山頂であるということであれば、し尿処理をどのようにするのかというのは大事な問題ですね。そういった確保はされているのかということを知りたいのです。

今後計画を立てるのであればそういった視点で建てていただきたいという意図です。

(事務局)

いなべ市が現地も見に行っ、今考えてみえます。

(春山委員)

ところによっては、富士山の麓のところではバイオトイレみたいな形のものをやっていますよね。そんな形になるのか、ならないのか。

(事務局)

バイオトイレということで聞いています。

(春山委員)

そうですか。

それよりも気になるのが、5番目と6番目の写真を見るとひどいですよね。これはどうか保全の手助けをするか。踏みつけによって歩道というのは周辺が荒れることがありますよね。そうすると最終的には歩行される方の歩く場所をある程度、1日あたり何人くらいとかそういうことも含めて制限をつけていかないと、1か所でガリーができるとその上でできますよね。ガリーができると下流側のところには水道ができますよね。歩道だけでなく、その前後をある程度考えて保全の事業をしておいたほうが。「これすごいよね」みたいな感じだけれど。

(事務局)

いなべ市と協議しながら、協力して保護の方を図っていきたいと思っています。

(春山委員)

いつくらいからこのガリーは出てきているのですか。

突然何かの豪雨によって斜面崩壊が起きたとか。ごくごく最近ですか。それとも割と長い間かかって。

(事務局)

これは藤原方面で大きな災害が起こったときから始まっていると聞いています。

H20年に湯の山温泉が孤立した案件がありました。あれから毎年のようにいなべ市で大変な砂防工事をしていますが、そのあたりからだと思われます。

それといなべ市は例年 10 万円ほどこの歩道に予算を取って、小修繕の方法で大きく崩れないように管理されています。8 合目以上の現状を見かねて来年度は予算を大幅に増やすという方向で来年度の予算議論をしていて、議会へ上程されたかどうかという時期です。

維持管理は、毎年、市が藤原山荘の維持管理協議会へ委託しているということですが、予算を増やしてもう少しきちんと維持管理できるようにしたいという意向は聞いております。

(濱中委員)

8 合目・9 合目は歩道ですか。上の方が崩れるというのは、ふつう反対ですが。

(事務局)

歩道の途中の谷状になっているところです。

(濱中委員)

これそのものが歩道だったのですか。

(事務局)

6 番の写真を見ていただくと、左側の白い木で渡したようなところが歩道になっています。地形が谷状になってガリーが進んでいるという状況で、ここについては、いなべ市との検討を予定しています。

(濱中委員)

新しく 3 km 歩道をつけたということなんですか。

(事務局)

いや、もともとありまして。

(濱中委員)

この道幅は。

(事務局)

それほど広くはないです。1 ~ 1.50m くらい。

(濱中委員)

これを整備したいということですか。

(事務局)

ガリー状についてはどんどん浸食されていくという状況でもありますので、ここの整備はできるなら行いたいと思っています。

(濱中委員)

これ図面から見てかなり急ですね。従来からここを上っていたんですね。

(事務局)

そうです。既存の道のところについて、この事業で決定させていただくということです。

(濱中委員)

どのような整備をするのか。

(事務局)

まだ具体的に決めてはいません。

(木村委員)

9ページの5番と6番の写真ですが、水路みたいになっている部分と登山道は交わっているのですか。

(事務局)

そうです。クロスしています。

(木村委員)

6番のところを渡って向こうに行くという感じになっていますよね。現在、歩道として皆さんが歩いている場所もだんだん掘れてきているんじゃないかと思うのです。私も10年以上藤原岳の方へは行っていないので最近の様子は分からないし、4～5年前に大崩れしてからの様子も分からないのですが、登山者が歩くことによって掘れてくるとか、登山者に聞いたのですが、スティックというのかあの杖みたいなもの(ポール)でも結構掘れてくるというのを聞いたので、そのあたりを数の制限みたいなものも将来は考えた方がいいのかもしれないし。

それからこの工事をしているときに、例えば、ここはある程度直角に交わっているようなので大丈夫かもしれないのですが、工事をしていて、そのために通れないということが起こって、迂回する事になると、そちらに新しい道状のものができて、そこがまた荒れてきたり、外来植物が入ってきたりとか、いろんなことがあると思うので、通行止め等は考えていますか。

(事務局)

具体的にはまだ決めていません。冬季は工事ができないのでお客さんが多い時期にやるしかないと思いますので。安全なルートが確保できて初めて工事が出来ると思います。

県としては通行止めにしておいて工事するのが一番影響が出ないと思うのですが、利用する側から見ると部分的なので、今後、地元の方とも話をしながら、工事を進めたいと思います。

(木村委員)

新たに道ができてしまわないように気を付けていただきたいと思います。

写真で一番ひどいのはここ(5番、6番)で、ここを整備されると思うのですが、3kmの区間で他の部分も修繕するのですか。

(事務局)

現在普通に歩けるところはそのまま使用し、どうしても危ないところを優先的に手を入れてきたいと思います。

(木村委員)

土木学とか地質学ということはよくわからないのですが、登山道を人がたくさん歩くことで、たぶんここ以外のところも荒れてきていると思いますし、8合目の広場とか昔から広場状になっているところですが、やはりもうちょっと植生回復というのでしょうか。た

ぶん歩けば道が掘れてきたり荒れてくるという状況が起こると思うので、この計画でできるかどうかはわかりませんが、ゆくゆくは保全のための整備というものも考えていただけるといいと思います。

(木佐貫委員)

私が2008年(H20年)に登った時はこんなにえぐれていなかったのも、その後の大雨だと思うのですが。8合目から上がフクジュソウなどの花があるところで、ここでたくさんの団体が弁当を食べたり等、踏み荒らしてこられたというのがあったのですが、やはり木村委員が言われたように、なんらかの、簡単な柵でもいいので「入らないようにしてほしい」というような意図がわかるようにしていただきたい。

あと坂本の方からの沢沿いのルートがあるのですが、今回こちらの方が事案として掲がってこなかったというのはそれほど深刻な浸食がないからということですか。

(事務局)

逆に「深刻すぎて手がつけられない」ということです。

(春山委員)

この変更図(資料2)の中を見ていると藤原岳の頂部から三角点を経て石灰岩を掘削しているところがあります。既に掘削計画は立てていて、OKは出ていると思うのです。その図面を昔見たことがあるのと、藤原鉦山で発破しているのを見に行った記憶があります。危惧しているのは、「三角点まで何十年後に掘っていく」という言い方をしていました。そうすると国定公園としての藤原岳の意味というのが、石灰岩の掘削によってなくなっていくという恐れがあります。それは、県庁の中でも向こう側とこちら側とは守るべきものが違うのだと思うのですが、そのところはもうどうなっているのですか。

確か太平洋セメントに行った記憶があるのです。そこで発破しているのを見ました。ギザギザルートで上の方まで登って。鹿の糞なんかを見ながら。まだ三角点はあったんですが。やがて掘られていって、「何十年か後にはここくらいまで全部掘ります」という掘削計画があったようです。その現場見学会が終わってから、いなべ市の庁舎で最終的な話を会社から聞きましたが、それはこちらの方とはバッティングしないのですか。

(事務局)

山頂まで工区に設定してあったのでしょうか。

(木佐貫委員)

山頂の半分くらいは削るようなところは、最終的に認められた。

(事務局)

山頂の手前で止まるくらいの範囲でアセスを出しているということですよ。

(木佐貫委員)

山頂というか。上が平らで、その半分くらいがかかってくるような。

(春山委員)

石灰岩が必要であるという理屈もわかりますし、発破しているのは、音はしないし、振

動も聞き取れるほどではなかった。というのは記憶していますが、一方で登山道を守らなければいけないという認識の中で、片や一方で削られていくのかなという。

同じ図面でそんなに遠くないところなので。

これは単なる感想です。

(事務局)

元々、歩道がなくなるという話は聞いていませんので。さすがになくなるという事は無いと思っているのですが。

(春山委員)

今の赤線で引いてあるところが消えるということではないのですが。

山頂部の所謂「平坦面」と呼ぶところが延びて行って三角点が西側にありますよね、そこから少し行った場所から石灰岩の工区に入ります。大体いなべの町から望むと「なんなんだろう、これは。掘削の跡じゃなくて活断層で落ちたかな。」という感じ。掘削されていくと地盤が緩みますよね。さらにピークをかすめると雨の降り方が変わってきますよね。そういったことまで考えると公園部会としてはやめてくれとは言えないのかな。

意見じゃなくて感想なので。

(部会長)

今のご意見ですが、今掘っているところは国定公園から外れていますか。

(事務局)

外れています。

(部会長)

外れているから工事ができるということですか。今後そのところが公園に指定されるとかいう計画はないのですか。

(春山委員)

あそこまでひどい状況だとなりえない。石灰岩の山はみんなその宿命にあたりするから決して「だめです。」とは言えないのですが、「もう少し採掘の仕方を考えとか範囲を考えるとできないか。」みたいな意見はありますよね。

(部会長)

部会としてはなかなか言いにくいところではあるかもしれませんが。話を戻しまして、とりあえずこちらの方はご意見などはよろしいですか。

そうしましたら、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

たくさんのご意見が出ましたので、なるべく自然に良いように、整備していただくという事をお願いします。

引き続き議題3に入ります。

その後、議題4、議題5について審議します。それでは事務局から説明してください。

【議題3】

(事務局から議題3について説明)

(部会長)

ありがとうございます。

とりあえずご意見は。

(春山委員)

拡大をして県立自然公園を増やすという計画には賛同いたします。

ただ、中に入っている民地というのはどのような扱いになっていくのか。

それから、変更すると言っているものの中には施設をずらずら並べたようなものがありますが、公園利用のために整備をすると書いてある内容が何であるのかがよくわからない。

それから、香肌峡の自然公園地域の写真をいくつか見ると、確かに自然環境を見ると大変豊かであるというものがある一方、すでに整地されたりするところもあり、これを自然公園の中に入れていくのかということそれはどのように考えたらいいのかよくわからない。

さらに中央構造線が走っていますが、ある一部だけを選定していこうということなのか。あるいは中央構造線全部を公園地域として扱うのか。粥見だけが意味があると考えなのか、なぜ考えるのかというのがわかりません。

(事務局)

まず民地の扱いですが、特別地域の場合は全て同意を得ているのですが、普通地域を増やす場合はひとつひとつの同意は得ておりません。

そのためにパブリックコメントで意見を募集するという事と、説明会を2回行った結果、意見がなかったということ。

それにより、反対意見なしということで理解しております。

(春山委員)

その場合、将来的に民地になっている場所で、このようにしたいという申し入れが発生した場合にはどういうふうに対応されるご予定ですか。

山の中が多いから変えたいということはないかもしれませんが、一番恐ろしいのは、今、日本で起きている、水源地域が誰かに買われてしまうということです。

そういうことは県ではどのように対応しようとしているのですか。

実際に北海道等では水源地域がいろんな国の方々いろんな用途のために買われていきますよね。

たぶん三重県でも発生しているのではないかと思うのですが、将来的に発生の見込みがあるのであれば民地をどうにかしたほうがいいのかという気はします。

(事務局)

民地につきましては、普通地域で何かをする場合は規則で定まっている基準を超える場合に該当の県事務所に届け出をするだけで制限はかかりません。売買とかそういうことに

関しては何も問題なくできます。

(春山委員)

問題なくできるということは、悪意があれば売るということですよ。私が言いたいのは県の中で該当する地域が非常に重要であると、これは残したいんだという意味があって囲みこむというのであれば、何か手立てを打ってもいいのではないかと。

(事務局)

そういう声を受けて、水源地域の保全に関する条例の検討が、今15の道県で取り組まれているのですが、三重県も少し前から検討を始め、他県の状況や制度を調べたりしているところです。

どういふところを保護していくのかというのはまだ全然決まっていますが、そういう検討を始めたということです。

(春山委員)

それ以外の質問はいかがでしょうか。

自然環境が非常に良いものがあつたとしたなら、ジオパーク的な意味合いもあるでしょうから、そこを積極的に保全するというのは意味があると思います。

中央構造線が粥見を通っている、実際に現場に行くわけのわからない立て看板があつたりして、川の中を走っているのか向こう側の山なのか、学生がよくわかつていなかったようなので、説明しました。現況はその程度ですよ。再来年は三重県で地学オリンピック(2016 第10回開催国 日本)をやる予定ですから、できればそういうものは丁寧にやっていただきたい、わかるようにしていただきたいという意見です。

(事務局)

中央構造線のうち川の中か外かわからないというのは、赤桶です。他では月出というところは国定公園内に入っています。他には林道を削ったら出てきた場所でよく見えるところもあるのですが、そこは特別地域としての指定はできませんでした。

(春山委員)

基本メジアンラインとかフォッサマグナというのは広域なのです。1本の線であるはずがない。ですからそういった目で見てあげないと、立て看板が生きてこないのです。そういったところをもし作るのなら、丁寧にやっていただきたいという意見です。

(事務局)

あとは施設の利用のことですが、実際には新たに公園の利用のための施設を作るという事は、今の三重県の予算の現状では難しいので、新たなものを作るという事は考えておりません。

ですので、松阪市が管理している既存の施設の中で公園利用者が利用できるような施設を選び、公園の利用者のための施設に位置付けるという意味でこの18項目を掲げさせていただきます。

(春山委員)

ということは整備をするわけではなくて、既存の施設を使うというだけの意味なんですか。

(事務局)

そうです。自然公園の利用者のための施設という位置づけをします。

(春山委員)

もしそうだとしたら、その次の疑問は、今見せていただいたいくつかの宿泊施設、それが今の山を見ている視点からして景観にあっているのか。それは疑問ですね。

そここのところは若干注意をされて、より良いものにしていただいたほうがいい。

例えば山林舎、後ろの建物を治すことができないなら、手前のところを修景する、景観をもう少しきれいにするというような努力はしたほうがいいと思います。

(事務局)

建物の前は階段になっており、下に川が流れていて、川下に降りていくような場所になっています。確かに見た目は、景観と合っていない。

(春山委員)

見た目は公園の中にふさわしくないと思います。ですから景観配慮といったことを考えた方がより素晴らしい自然公園になっていくのではないかというふうに思います。

(事務局)

はい。今後これが建て替えになりますともう少し配慮してもらおうよう助言はできると思います。

今は現状のままです。元々が自然公園の施設という事で作られたものではなかったもので、現状はこのような状態です。

(木佐貫委員)

元々自然公園だったけど、この計画がはっきりしてなかったので作った部分と、あとは追加で面積を増やした部分があるということによろしいですか。

(事務局)

はい。

主な変更点というのは、区域だけ定まっっていて、どこを利用するかどこを保護するかという計画が立てられていなかったのが、今初めてその計画を立てるということ。

それから区域の追加というのは赤く囲んだ部分を追加しますということ。

それからもうひとつ、新たなものについてはこれから説明させていただきます生態系維持回復事業計画を立てるということ。

(木佐貫委員)

ちょっとずれているかもしれませんが、コメントが何かで漁業権が載っていた気がするのですが、新しく規制をかけることで今まで出来ていたものが出来なくなるということはないのですか。

(事務局)

アマゴ・アユ漁とかそういうものにつきましては、何も規制もかかりません。

ただ、例えば川の中の珍しい形をした岩を掘削するとか、削って新たな何かを作るとか、そういう場合には規制がかかるということです。

(木佐貫委員)

不動院とかは裏が急な斜面で、そういうところで木が倒れたり邪魔になったときに、その持ち主が許可なしに処分したりということは可能ということではよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。枯れた木、倒れた木の処分というのは許可なしにできます。

(木村委員)

公園利用のための施設の指定ということでいくつか指定されていますが、これは指定されることでどうなるのですか。既にあるものを指定するということは。

(事務局)

たとえば鈴鹿国定公園の第1種・第2種特別地域の中にロープウェイがありますが、あれは公園施設になります。

それを新たに建て替える場合というのが何十年後かに発生するのですが、その時に公園施設でなければ、許可申請をしているいろいろな規制があるのですが、自然公園施設として事業決定されていますと、許可申請でなく届出になるということ。

当然施設の決定をされているということで赤とか黄色で建てるということではなくて、自然公園の施設としてのふさわしいものを建て替えることは可能です。

それから、県立自然公園の場合はありませんが、国定公園や国立公園ですと、補助金が過去にはあったと思います。

(木村委員)

指定されるという事は、その公園の中の施設として公的に認めてもらうということですね。

(事務局)

春山先生のご質問で「既に整地されているものをなぜ入れるのか。」というところですが、普通地域といいましても届け出制になっており、高さの制限ですとか、建物の大きさですとかある一定のもの以上は届け出になります。そこでふさわしいものになるように指導ができます。

そのように自然公園としてふさわしいものに配慮していただけるようになりますので、このあたり全域を公園地域ということで指定をかけたい。

観光面でもPRしやすいかなという事もありまして、公園区域になっていなかった区域も公園区域に指定するという案です。

(春山委員)

公園地域を増やすのには賛成です。

それは初めから言っていることで、増えてくるのはいいのですが、現在民地になってい

て、違う形で保持されている場合に、どれくらいで自然に馴染らされていくのですか。

また指導された後どのような形でそこが変わっていくのかなというのは必ずしも甘い見通しではないと思うわけです。

そうしたならば、三重県はこんなものまで自然公園に指定しているのですかというのが外から聞こえてくる、それはどうですか。

同じようなことはどこにでもあるのです。私は文化庁で景観保全やっていますが、そこに出てくる案件の中にはひどいものもあります。例えば他県であがってきた案件でどこまで景観に合わせられるのかということで、初めはいろいろ検討します。受け手の方がどこまでやりますという図面を作るわけです。そして上がってきたときに、じゃあここまで指定しますといいます。ところが、その後変更の申し出がすごく多いのです。その結果、元に戻って、もっとひどい状況になってしまう。「じゃあこれはもう指定を解除しなくちゃしょうがないのではないか。」という案件がもう2件もあるのです。

今あるものが速やかに県立自然公園の中でこのような方向で走って行っていただけるということであれば非常に歓迎します。そうでない場合は、三重県のやっていることが問われます。ということが言いたいだけです。

広域にわたって三重県の場合は少子高齢化で人がいないところが多いわけですから、それが自然公園という形でかぶせられていく、そういった優良な地表になっていくというのは非常に望ましいんですが、それと同時に今あるものがその中になじんでいく形にさせることが、本当にできるのかできないのか、というのは心配なところですよ。

(濱中委員)

追加部分は大半が植林地でしょう。個人の所有か。

そここのところがトラブルが起きないようにきちんとしているかというのが心配。

行政の長とは話ができていても、そういう懇談会等は開催したのですか。

(事務局)

普通地域に関しましては、林業施業に関する制限というのはないのでいいのですが、ただ森林を手放して開発したいという場合は届け出になる。

何社かとお話した際、自分たちの世代は山を守って行けるけれども、その次はよくわからないということを全員が仰っていました。ですからなおさら危機感が募るといって、そういうことがありましたので、今のところトラブルが起きるといってはないと思うのですが、世代交代になった場合にどこまで守っていけるかというのは疑問です。

(濱中委員)

放置林が増えてきますので、ますます景観が悪くなると思います。

それで指定された地区が非常に醜いような状態に。

県の方の指定した責任というか、維持管理等の方が今度は問われる結果になると思う。

(事務局)

この部分に関しましては、保安林が重複して指定されているので、自然公園だけで守っ

ていくというのは難しいのですが、いろんな法や条例と組み合わせてやっていけるのかなと思っています。

( 部会長 )

それではここで休憩を。

( 休憩 )

( 部会長 )

それでは時間になりましたので、議題 4 の説明をお願いします。

#### 【議題 4】

(事務局から議題 4 について説明)

( 部会長 )

それではただいまのご説明についてご質問ご意見をお願いします。

( 濱中委員 )

7 ページですが、単位がセンチになっているので、メートルに。

( 事務局 )

失礼いたしました。

( 濱中委員 )

判定 ABCD とあるのは、A の方が良好でだんだん樹勢が悪くなるという意味か。

( 事務局 )

A が良好で、E になると枯れている状態です。

( 濱中委員 )

それで周りを切って日を当てるということか。

( 木村委員 )

生態系を維持する動植物の監視というあたりで、6 の ( 1 ) とか ( 2 ) のあたりなのですが、この事前の調査を見せていただいて、今後こういう調査をされるのかなと思ったのですが、事前の調査が秋から冬だけですよね。10 月から 3 月までの委託事業みたいなので、調査としては野外調査はたぶん 10 月 11 月で、聞き取りまでも含めてとなっているので、ちょっと短すぎませんか。もうちょっとちゃんとしたものを年間通してされるのならいいかなと思ったのと、それに関連して、外来生物の生息状況の把握等とか ( 1 ) ののところがあるんですが、外来生物というのが具体的にどういうものを指しているのかと思ったのと、それから 6 の ( 2 ) の獣害等の状況に応じ防除柵を設置を検討するというのはこれは、実生なんかを植えた時にその周りに防除柵を作るという意味なのですか。そのあたりも気になったんですけど、たとえば、スギ・ヒノキで日が当たらないということで木を切ると、段階的に切っていくので、光が入ってくるのも徐々にだと思うんですけど、

光が入ると草が生えてきますよね。そうすると他の例から考えると、鹿を誘引してしまう恐れがあると思います。一度に切らないからいいのかもしれない、専門家じゃないのではよくわからないのですが、そのためには実生はもちろんなのですが、柵とか網とかするのかもしれないけれど、切ったあたりに鹿が入ってこないようにしないと問題が、今は無いけど、切っていくとそういう問題が起こって来るのじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

(事務局)

現在、獣害の状況というのは、ほとんどないということです。伐採すると草が生えてくるので、鹿が寄ってくるだろうということです。

自然に生える実生についてははっきり決まっていません。子供たちがポットに植えて植樹する場合には、クヌギとかそういう木と一緒に植えて、それごと囲んでしまうというような方法を取りたいということです。周り全部を囲うということになっています。あと獣害の程度にもよるのですが、実際には周り全体を囲うのも難しいとも思っているのですが、いい方法があれば教えていただきたい。

それも獣害の状況を見ながらということになりますし、今後計画を立てっぱなしではなくて、実行に移していく場合、実行委員会や協議会を立ち上げ、年に1回、2回集まって意見を出していただき実施方法を決めていくというような計画です。

調査期間ですが、時期的に取り掛かるのが遅かったので、きちんとした結果とはいえないような状態にあると思います。来年度以降につきましては、レッドデータブック等の委員、林業研究所の職員も含めまして、年間通した調査を行って推移をみていきたいと思っています。24年度に調査を行ったのですが、25年度春に再度調査を予定したかったのですが、予算的に難しかったので調査できませんでした。伐採の方法につきましては、段階的に伐採する計画で、一度に全部切らず、様子を見ながらやっていく予定です。

(木村委員)

外来生物は。

(事務局)

「外来生物」はこの制度の様式の文言です。この地域での外来生物というのは今は確認はされておりません。他の国立公園や国定公園の場合、いろんな植物とかがありますので、そういうものへ対応できる見出しになっております。

(木佐貫委員)

ここに登ったときに福本というところを通過してトチノキが多いというのは印象深かったのですが、1の1に示されているこの部分というのは、どういった経緯でここが限定されているのか。

(事務局)

一番調査しやすく、上にあがるにつれきつくなっていく場所になっていますので、子供たちも一番行きやすいこのあたりで事業したいと。

(木佐貫委員)

調査したのがこの38haというのはこのなかですか。

(事務局)

もうひとつ小さい部分が調査範囲です。38ha 全てを調査しているわけではないです。

(木佐貫委員)

そもそも名前に違和感があり、イメージとしてはほとんどが杉の人工林に変わった中にトチノキが残された場所だと。そういう場所で今の話ですと、杉をある程度伐採して、トチノキを維持していくという話ですが、それが本当に生態系維持回復というようなことなのかがよくわからない。

私の生態系維持回復というと周囲の杉林をすべて伐採して、広葉樹林にしまおうといったくらいの感じなのですよ。

細々となってきたトチノキを成育環境を良くして苗を植えていこうということ。行政の言葉で生態系に該当するという話なのか、そのあたりを教えていただきたいのですが。

(事務局)

理想としては委員がおっしゃるとおり、杉の木ではなくて雑木林といわれるようなものを目指しています、その中にはトチノキというのをテーマにして、トチノキを中心に今覆いかぶさっている周りのスギヒノキを切って、トチノキがうまく出てくる状態にすることで他にクヌギやコナラも他の場所からくるだろうというような話もあったので、そういうところを目指しているみたいなんです、実際にスギ・ヒノキの人工林が伐採された後にいろんな草もあって木もあってというような森を目指しています

(木佐貫委員)

位置的にはこの北側からそんなに遠くないところに三重大学の演習林がありますが、先ほどの話ですと鹿の害はあまりないと仰ったんですが、演習林は本当に鹿の密度が高くほとんど草がなくなっている状態です。

こちらのほうに行くともまだ植生がのこっていると思ってほっとしたりするのですが。

それでも鹿が食べ残したものが残っているような状態で、緑があるから鹿がいないということではなくて、光不足というよりは鹿が食べた。すぐに食べられてしまって秋までは残らないので。周りを伐採したからと言ってトチノキが残るとはちょっと考えにくい。

むしろ、先ほどおっしゃったようにほかの植物の影響を受けたり、鹿がもっとやってくるとかというのは危惧されます。

方法としては何をやるか、芽生えをすべて守って大きくしなければいけないわけではないです。トチノキの大木の近くで子どもはなかなか大きく育たないと思いますので、なるべくだったら母親の木から離れた場所の方が、元々密生している木ではなくて森の中に点々としている木なので、そういう意味では柵で全体を囲うというのはあまり現実的ではないですし、間伐材とかを利用して実生の周りに柵を作るとかそういうことの方が予算もかからなくていいようなイメージだと思います。

(木村委員)

資料6の1ページ目「目標」のところ、トチノキの樹勢回復と次世代実生の育成、当該地域の生態系の維持または回復を図ることを目標とします、と書いてあるのですが、仰ったようにここの生態系はいったいなんなのかわかっていないと、回復にはならないわけです。既になんかの面積が人工林になっていて、その前が聞き取りによるとコナラとかクヌギとかの雑木林だったということだったので、じゃあいったいこの目標はなんなのかな。

雑木林もいろいろあるので、昔のクヌギとかコナラとかを目指すのか、あるいはもっと前の自然植生、ここでしたら照葉樹林と呼ばれるようなものが元々の植生だと思うので、そういうものを目指すのかとか。トチノキはたぶん先ほどもおっしゃったようにぼつぼつとあるものであるなら、トチを密生させるのも難しい。じゃあ最終目標としてここの生態系の維持、あるいは回復というのはどこを目指すのかというのを計画であればしっかり書かないと、どこに向かっていくのかでやり方が変わってくるわけですよ。子供たちが遊べるような程度のものを目指すのか、もっと自然に近いものを目指すのか、そういうあたりを明確にしたほうがいいんじゃないかと思うのです。ですから、生態系の維持回復というのはすごくいいと思いますが、じゃあ具体的に何をやるのかというところできちんと目標を決めておいたほうがいいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

この地域の目標としては、調査の72ページ、(2)の提案のとりまとめというところでのこの地の植林以前のようなということなので、クヌギ、コナラの雑木林ということになってくると思います。

(木村委員)

クヌギ、コナラであればたぶん植えないと無理だと思います。鳥が運んでくるとか、可能性はないことはないですが、このあたりは人工林ですよ。それを目指すなら目指すでいいとは思いますが、自然に任せておけばいいやというのではちょっと安直すぎる。自然に任せば照葉樹林になっていくので、そのあたりをどうするかです。

(木佐貴委員)

周りにどれだけ種子を散布するような森が残っているかでそのへんは決まってくるので、周辺の森林の調査というのもしなければいけないし、なければ植えるしかないです。ここは沢沿いなので違う植生も入ってくるかと思うのですが、もうちょっと上だとクルミ系のものとか、あとはオオバアサガラというのがまずは生えてきたりしますので、ドングリをつけるような、子供が喜ぶような植物というのは可能性が低い。あと伐採する際に大木の周りの杉をあまり強度に伐採してしまえば、今は昔と違って林床に植生がないですから、直射日光が当たったり、雨が流れて土壌が流出したり、環境が変わってしまいますので、むしろ逆効果になる可能性があります。

(部会長)

他にはよろしいでしょうか。

では次のところへ。

(事務局から議題5について説明)

(部会長)

それではここまでのところでご質問ご意見お願いします。

(木村委員)

基本的なところで、さっきの藤原のほうでもあったのですが、「車道(歩道)」って書いてあるのは、これは車道のところに重ね合わせるけどそこは歩道がついている場所なのですか。

(事務局)

そういうわけではなくて、車道という大きな分類の中の歩道という区別になっています。道というのが、公園上は車道という扱いになっているので、こういう書き方になっています。

(木村委員)

山の中なら当然歩道ですが、東海自然歩道も普通の道だったりしますよね。

(事務局)

ここで決めさせていただくのはあくまで歩道ということです。

(部会長)

他にいかがでしょう。

(木佐貫委員)

近畿自然歩道事業なんですけど、これは三重県の中にあちこち点々とあるものですよ。それが今回ここだけ出てきたというのは何か定期的な順番でやってきたということですか。

(事務局)

元々、近畿自然歩道というのは県内にあるのですが、今回、香肌峡の自然公園の公園計画というのが出来上がったので、そこにも含めるという意味です。

(木佐貫委員)

では、今回、道自体はあるのですが、実際どんな状態なのかというのは調査はされているのですか。これからするのですか。

(事務局)

現状は、すでに近畿自然歩道として使われていて、あとから香肌峡の計画を乗せてきたという事です。

近畿自然歩道は、平成10年頃から一斉に整備し始めました。熊野古道伊勢路は、大半が近畿自然歩道でもあります。志摩の方や鳥羽の方をまわったり、飯高方面も旧街道沿いを通っていたり、県下全部にくまなく近畿自然歩道の計画を立てて、標識やトイレを設置し、整備してきました。それらはすでに完成しています。

今回、公園計画を定めるという中の新たな利用施設ですので、近畿自然歩道が入っていれば、それも事業計画として位置付けて事業として実施したい。この近畿自然歩道は県立自然公園に位置付けようがどうしても、長距離自然歩道で認められています。国から補助をもらって整備しましたが、せっかく県の自然公園計画を作るのにこれを自然公園施設として位置づけないということはない。ということで位置づけをさせていただきました。

(木佐貫委員)

了解しました。

(部会長)

よろしいでしょうか。

それではここでお認め頂いたということで、議題3、4、5を決定させていただきます。

これで三重県自然環境保全審議会の会長から付議された事項は全て終了しました。

続いて議題6についての説明をお願いします。

#### 【議題6】

(事務局から議題6について説明)

(部会長)

これはまだ先の話ということだとは思いますが、これまでのところで何かご質問などはございませんでしょうか。

では、これは次回ということで、今日予定していた議事を終了いたしました。

ご協力ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

今回ご審議いただきました案件につきましては、審議会の会長に報告いたします。

また、各々の案件につきましては三重県広報において告示しますので、その日付をもって開始となります。

長時間に渡り熱心なご審議ありがとうございました。

これをもちまして平成25年度第1回三重県自然環境保全審議会自然公園部会を終了いたします。

ありがとうございました。